令和5年度第7回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年10月12日(木)午後2時00分から4時00分 開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

• -	•		-,											
	1番	勝	又	忠	好	君			2番	杉	Щ	道	洋	君
	3番	加	藤	由	富	君			4番	<u>\f\</u>	道	和	策	君
	5番	岩	瀬		茂	君			6番	勝	又	政	昭	君
	7番	長	田	守	正	君			8番	坂	本	登記	は雄	君
	9番	伊	倉	\$ 8	き子	君		1	0番	勝	亦	里	沙	君
-	11番	小语	山宫	光	文	君		1	2番	小馆	山泊		勉	君
-	13番	鎌	野	博	之	君								
-	15番	芹	沢	重	徳	君		1	6番	勝	又		髙	君
-	17番	田	代	速	夫	君		1	8番	内	田	元	和	君
-	19番	鈴	木	政	信	君	:	2	0番	土	屋	直	人	君
2	21番	小	林	武	治	君	:	2	2番	大	庭	省	_	君
2	23番	勝	亦	康	雄	君	:	2	4番	勝	又	保	明	君
2	25番	渡	辺	義	文	君	:	2	6番	勝	又	光	明	君
							:	2	8番	石	田	澄	夫	君
2	29番	滝	口	惠	治	君	;	3	0番	杉	Щ		裕	君
	3 1番	林		良	三	君								

欠席委員 (2人)

14番 山 﨑 嘉 幸 君 27番 杉 山 光 利 君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告

議案第28号 農地法第3条の規定による決定許可申請書のについて 議案第29号 農地法第5条の規定による決定許可申請書のについて 議案第30号 非農地証明申請書の決定について

- 6 その他
- 7 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

事務局

ただ今から令和5年度第7回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長

--会長挨拶--

事務局

ありがとうございました。

本日の出席の報告ですが、議席番号14番 山﨑嘉幸委員、27番 杉山光利が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため 委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、9番 伊倉ふさ子委員、10番 勝亦里沙委員 よろしくお願いします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する事項に入ります。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第28号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。令和5年10月12日提出。今月の3条許可申請件数は4件です。 整理番号1及び2につきましては、営農型太陽光発電事業に係る3条申請となります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 3,074.86 ㎡

譲受人は農地の上空において太陽光パネルが設置されることについて同意のうえ、経 営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,196.04 ㎡

譲受人は営農型太陽光発電のための太陽光パネルを設置し、賃貸借により譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。なお申請面積につきましては、農地の上空を占有する太陽光パネルの総面積となります。また区分地上権の設定においては、耕地面積及

び稼働人数は審査の対象とならないため、議案書においては、いずれも表示を省略して おります。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 965 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 2,898 ㎡

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1及び2番について担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

番号1と2の案件は同じ土地の内容でございます。これから説明する内容については、同じような形になりますので、1番をもって説明させていただきます。申請行為の関係ですが、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、農地の上空に太陽光パネルを設置して農作物を栽培するもので、経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるもので、手続きとしては適正であると思います。

効率的な利用についてですが、譲受人につきましては、現地から車で15分ほどの所に住んでおり、茶刈機、耕耘機、草刈機等を保有し4人で農作業に従事しており、農地の効率的な利用は適正にできると考えております。

耕作管理計画ですが、太陽光パネルの下でブルーベリー、お茶等を栽培する予定のようです。

転貸しの関係ですが、転貸し等はありません。

地域との調和の関係ですが、周辺農地へ支障を生ずるおそれはないと考えますが、万一発生した場合は責任をもって対応するという話です。営農型太陽光発電ですので、下で耕作するということでございますが、農地の管理を十分に行うよう話はさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

調査日はいつですか。

19番委員

調査日は令和5年9月30日です。譲渡人と譲受人の社員の方と立会いをしております。

会長

続きまして、番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 4 番委員

調査日は令和5年10月6日です。譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係になります。譲渡人は電話で聞き取り調査をし、譲受人とは自宅で面談しました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

農地取得の理由ですが、譲渡人は相続により申請地を所得していましたが、農業の経験がないうえ、今後作付けする意思も無いため、相続する前の所有者、母親の実家に譲渡すということで、話が双方まとまりまして今般の申請となったものです。

農地の効率的な利用についてですが、当該地は譲受人が所有する農地の隣に位置しており、今後の管理、作付け等においては、非常に便利で効率化が図れます。農作業従事者は本人と妻の2名で、本人の農業経験は45年程あります。主な農機具は、コンバイン、軽トラ等を所有しています。

取得後の耕作予定ですが、当該地は今までも、譲受人が草刈りを行うなど管理していました。今後は、同様に草刈等を行い、いも類、野菜等を作付けする計画であります。 取得する農地の転貸しは、ありません。

地域との調和についてですが、地域農業集落の取決めに従い、支障が出ないように耕 作を行うとのことです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

続きまして、番号4について担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 9 番委員

調査日は令和5年10月2日です。譲受人は仕事のため不在でした。調査場所は同一 世帯ですので、譲渡人の自宅で行いました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはございません。 農地取得等の理由については、譲渡人と譲受人は同一世帯の親子及び孫であり譲渡人 が高齢となり耕作管理が行き届かなくなったため、申請地を譲受人に贈与し耕作管理を 依頼すべく申請したということです。

効率的な利用ですが、譲渡する農地は自宅より 250m程です。農作業従事者は譲受人 家族3名と譲渡人両親の計5名です。譲受人は両親を見習い農作業に10年程従事しております。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、管理機、茶刈機、軽トラックを各1台ずつ所有しています。世帯の耕作面積は水田が14,174㎡、畑が3,578㎡であり、今後もこれらの農地を効率良く管理すると思われます。

耕作管理計画については、申請地のうち水田は今後も水稲を継続して作付けする予定 とのことです。畑は野菜の作付けと茶の栽培を行う予定です。

転貸しにつきましては、ありません。

地域との調和については、耕地の両岸は水路で囲まれており、農業経営上の各種事業等に対する支障はないと思われます。地域農業集落の取決めに従い、支障の無いよう耕作管理を行い、JAの基準に従い実施するとのことです。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員

整理番号1の案件ですが、譲受人は過去何度か申請が出てきていると思いますが、ブルーベリーを栽培するということで、こういう場合は譲渡人、譲受人のどちらが栽培するのでしょうか。

事務局

栽培は譲受人です。整理番号1が耕作部分の許可申請にあたりますので、譲受人が栽培します。

7番委員

整理番号2の区分地上権について、再度具体的に教えてください。

事務局

今回の申請のように耕作者と発電事業者が異なる場合、太陽光パネルが農地の上空を 占有するため、耕作者の同意を得た上で許可申請をするものです。太陽光パネルの総面 積に当たる 1,196.04 ㎡について、農地の上空に地上権が設定されます。

7番委員

譲渡人は約3反部を譲受人に全部貸すということですか。

事務局

はい。

19番委員

太陽光パネルが全面的に貼られるのではなく、この面積にだけ太陽光パネルが貼られるから、ブルーベリーが育つ。全体的に太陽光パネルではないとういう話でした。

会長

19番委員より補足がありまして、パネルは全面ではなく、ブルーベリーに光が入るようになっています。

7番委員

パネルとパネルの間に隙間ができるということですね。

会長

はい。

会長

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題と

します。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第29号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。令和5年10月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 584 ㎡

転用内容は、売買による駐車場20台となります。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 4.14 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備の設置です。期間は令和15年10月11 日までの10年間の一時転用です。パネルの下部では認定農業者が営農を行うため、通常 3年間とされる一時転用の期間が10年間となります。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和5年10月4日です。譲受人、譲渡人と現地で立会いを行いました。 申請については、間違いがないということで確認しました。

転用理由は、本申請地は譲受人が運営する福祉施設の駐車場に隣接しており、現在の 駐車場が手狭になったため、不耕作地であった本申請地を転用することで譲渡人と話が まとまり申請に至ったということです。

資金については、自己資金でまかなう予定です。

他の権利者はありません。

転用時期については、次年度の予算で工事を始めるということでした。

他の法令については問題ありません。

転用面積も、適正と思われます。

周辺への影響は、ほぼ施設の中ですので問題はないと思います。

調査の結果は以上です。よろしくお願いいたします。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和5年9月30日です。譲渡人と譲受人の社員の方と現地で立会いを行いました。

本申請は、営農型太陽光発電を行うための一時転用であり、転用面積は太陽光パネルの杭を打つ部分が 0.54 ㎡で、キュービクルの基礎部分が 3.6 ㎡です。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありませんということ です。

転用理由ですが、営農型太陽光発電のために太陽光パネルを設置して、下部でブルー ベリーを栽培するものでありまして、太陽光発電の基礎部分とキュービクルの基礎部分 4.14 ㎡で、問題ないと思います。

資金の関係ですが、自己資金で材料、工賃、20年後の撤去費を含めて確保されている ということです。

他の権利者の同意ですが、他の権利者は存在しません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令の関係ですが、許可等は特に必要ないということです。

転用面積ですが、太陽光発電の基礎部分のみということで、適正であると思います。

周辺への影響ですが、支障を来たすおそれは少ないと思われますが、万が一影響が出 た場合は責任をもって解決するということでございます。しっかりと営農をしていただ きたいというお話をさせていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第30号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明 を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

> 議案第30号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。 令和5年10月12日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

はじめに議案書に訂正があります。所有者の氏名の表記が異なっていたため、お手数 ですが修正をお願いします。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田 現況 山林 222 ㎡

こちらは30年以上前に南側に接する河川の護岸工事により田としての機能を失い、そ の後北側の竹林の侵食が進んだ土地となります。非農地証明の要件である、耕作されな い状態が続いたことにより、森林、原野化し農地への復元が不可能な土地に当てはまり ます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員が欠席のため事務局から代読説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局から代読をさせていただきます。

調査日は令和5年10月6日です。調査場所は現地となります。

申請行為ですが、本人が申請したもので、間違いはありません。

現地の状況ですが、隣地の竹林が侵食しており、申請地の半分以上が竹に覆われています。田として登記されているが、水路は失われており農地としての復元は難しいと思われます。

転用の経緯につきましては、転用後 10 年以上経過しているかにつきましては、現地周辺はもともと平成8年ごろに河川改修工事により現在の高さまで造成されたが、その際に水路が失われて石が混ざった土が入れられてしまったとのことです。河川改修工事前まで休耕田だったとのことで、造成後も手つかずとなり 25 年以上経過し、竹に覆われる状況になりました。

所定の手続きをしなかった理由ですが、農地法に無知な為、手続きをしなかったとの ことです。

農地への回復、復元が容易ではないかということですが、長年耕作されていなかったため、隣地の竹林からの侵食や雑草が生い茂っている状態です。また河川改修により水路が失われ、石が混ざった土が入れられていることもあり、田として復元は困難と思われます。

農業生産力の高さですが、山林と河川に挟まれ不整形な農地のため農業生産力が高い 農地ではありません。

他法令につきましては抵触しておりません。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

事務局(代読)から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

- 1. 令和5年度東部地区農地利用最適化推進研修会について
- 2. 駿東地区農業委員会協議会視察研修会について
- 3. クールビズ終了のお知らせ
- 4. 先進地活動事例 (大阪府内農業委員会における地域計画素案作成の取組み) の紹介
- 5. 農業会議情報のご案内
- 6. 次回総会 11月13日(月)午後2時00分 御殿場市民会館 3階 第7会議室

ここからは、地域計画の関係に関するご連絡です。

アンケートの回収につきましては、委員の皆様にご協力をいただき、大変ありがとうございました。回収率も80%を超える結果となりました。配布資料の中に地図があると思いますが、アンケートの結果に基づいて色塗りをしたものとなります。担当から説明させていただきます。

(内容説明)

以上です。

この後ですが、お時間をいただきまして、各地区に分かれ座談会の進行の読み合わせ を行いたいと思います。

なお、座談会の大きな目的は、1回目の座談会で概ね10年後の地域農業の方針を具体的に固め、2回目の座談会でその方針を実現するための具体的な手段を、全員が自由に発言できる方法で決めることです。さらにご出席いただく参加者の方が、気軽に楽しく語り合っていただく場を提供できるように、工夫をさせていただきたく、その点を念頭に当日の運営のご協力をお願いいたします。

(終了した地区から順次解散)

9番		
1 0 釆		
	9番	

